

## 国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則

平成24年6月27日  
規則第72号

### (目的)

第1条 この規則は、この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における、国立大学法人東京医科歯科大学役員給与規則（平成16年4月1日規則第6号、以下「役員給与規則」という。）及び国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年4月1日規則第36号、以下「職員給与規則」という。）等の特例を定めるものとする。

### (役員給与規則の特例)

第2条 特例期間においては、役員給与規則第5条に掲げる本給表の適用を受ける役員に対する本給月額（国立大学法人東京医科歯科大学役員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第2号）の施行に伴う号給の切替え等に関する細則第3の規定による本給を含む。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、役員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 調整手当 当該役員の本給月額に対する調整手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

### (職員給与規則の特例)

第3条 特例期間においては、職員給与規則第7条第1項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第3号）の施行に伴う本給の切替え及び経過措置等に関する細則（以下「切替細則」という。）第6の規定による本給を含み、当該職員が職員給与規則第34条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額（切替細則第6の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下この条において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職員本給表（二）	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職員本給表（一）	2級	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級及び6級	100分の9.77
教育職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職員本給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職員本給表（二）	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

2 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 調整手当 当該職員の本給月額に対する調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する調整手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 職員給与規則第31条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
  - イ 職員給与規則第31条第1項又は第5項 前項及び前各号に定める額
  - ロ 職員給与規則第31条第2項但書 第3号に定める額
  - ハ 職員給与規則第31条第3項 前項及び第2号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 職員給与規則第31条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 職員給与規則第31条第7項 第3号に定める額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3 特例期間においては、職員給与規則第22条から第25条までに規定する労働一時間当たりの給与額は、職員給与規則第27条各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 職員給与規則第22条の労働1時間当たりの給与額は、同規則第27条第1項の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(2) 職員給与規則第25条の労働1時間当たりの給与額は、同規則第27条第2項の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(3) 職員給与規則第23条および第24条の労働1時間当たりの給与額は、前号の額に、当該労働に係る死体処理手当及び放射線取扱手当の労働1時間当たりの額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を加算した額とする。

4 特例期間においては、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年1月30日規則第74号）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第5号まで並びに第3項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年11月30日規則第74号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「本給月額に対する調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する調整手当の月額から平成22年改正規則附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号

及び第3号」と、同号ホ中「第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第3号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 5 特例期間においては、職員給与規則第32条第4号及び第33条第1号の規定の適用については、同項中「第27条第1項」とあるのは、「国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年6月27日規則第72号）第3条第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（再任用職員就業規則の特例）

第4条 特例期間においては、再任用職員就業規則別表第3に掲げる本給表の適用を受けるフルタイム勤務職員及び短時間勤務職員に対する本給月額を支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下この条において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
再任用一般職員本給表 (一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
再任用一般職員本給表 (二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
再任用医療職員本給表 (一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
再任用医療職員本給表 (二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
再任用教育職員本給表 (二)	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77

- 2 特例期間においては、再任用職員就業規則第18条に定める給与の支給にあたっては、前条に定める常勤職員の例により、その額を減じて支給する。

（海外拠点等勤務者の給与の特例）

第5条 特例期間においては、国立大学法人東京医科歯科大学海外拠点等において勤務する職員の給与に関する細則（平成22年3月23日制定）第3条第2項の規定の適用につ

いては、同項中「職員給与規則に基づいた額」とあるのは、「職員給与規則に基づいた額（これらの給与のうち、国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年6月27日規則第72号）第3条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給にあたって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（国際機関等派遣職員の給与の特例）

第6条 特例期間においては、国立大学法人東京医科歯科大学国際機関等に派遣される職員に関する給与支給細則（平成24年2月1日制定）第2条の規定の適用については、同条中「本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）の額」とあるのは、「本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）の額（これらの給与のうち、国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則（平成24年6月27日規則第72号）第3条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給にあたって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。以下同じ。）」とする。

（端数計算）

第7条 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は平成24年7月1日より施行する。

（適用除外）

2 この規則に定める事項については、国立大学法人東京医科歯科大学特定有期雇用職員就業規則の適用を受ける特定有期雇用職員、国立大学法人東京医科歯科大学外国人研究員取扱規則の適用を受ける外国人研究員並びに国立大学法人東京医科歯科大学日々雇用職員の就業に関する規則、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則、国立大学法人東京医科歯科大学短期雇用職員就業規則及び国立大学法人東京医科歯科大学特定業務支援職員の就業に関する規則の適用を受ける非常勤職員には適用しない。

（看護特例調整）

3 特例期間において、医療職員本給表（二）の適用を受ける職員に対しては、看護特例調整を行う。

4 前項の看護特例調整は、第3条第1項に掲げる表に定める支給減額率のうち医療職員

本給表（二）の適用を受ける職員に対する支給減額率について「100分の4.77」、「100分の7.77」、「100分の9.77」とあるのはそれぞれ「100分の0.77」と、同条第2項第1号及び第2号中「100分の10」とあるのは「100分の1」と、同項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは「100分の0.77」と読み替えることで行うものとする。

- 5 特例期間において、再任用医療職員本給表（二）の適用を受ける再任用職員に対しては、前2項の常勤職員の例により看護特例調整を行う。